

平成 21 年 4 月組織改正について

中期総合計画の目指す姿の実現に向け、組織のスリム化、効率化を図り、より効果的な県民サービスの提供を行う体制を整備するため、平成 21 年 4 月に現地機関の再編を中心とした組織改正を行います。

組織改正のポイント

1 現地機関の再編等

(1) 保健福祉事務所の設置

保健分野と福祉分野の密接な連携を図るため、保健所、福祉事務所及び地方事務所福祉課の機能を併せ持つ組織として、保健福祉事務所を設置します。

【現 行】

保健所 (10 所)

地方事務所福祉課 (福祉事務所)
(10 所)

【平成 21 年 4 月】

保健福祉事務所 (10 所)

保 健 所

福 祉 事 務 所

(2) 保健所支所の統合

保健師業務の機能強化のため、保健所支所を本所に統合します。

【現 行】 10 所 + 6 支所 (小諸、阿南、安曇野、千曲、須坂、中野)



【平成 21 年 4 月】 10 所 + 阿南支所 (※)

※本所からの時間距離を考慮し存置

（３）労政事務所の再編

専門的知識経験を要する業務に対応するため、南信労政事務所諏訪分室及び飯田駐在を本所に統合します。

【現 行】 4 所 + 1 分室 + 1 駐在

【平成 21 年 4 月】 4 所



（４）農業改良普及センター支所の統合

少人数分散配置の職員体制を集約し、効率的な組織とするとともに、地方事務所農政課等との十分な連携を図るため、農業改良普及センターの支所を本所に統合します。

【現 行】 10 所 + 8 支所（小海、駒ヶ根、阿南、南木曾、安曇野、千曲、須坂、飯山）

—————> 【平成 21 年 4 月】 10 所 + 2 支所（小海、阿南）（※）

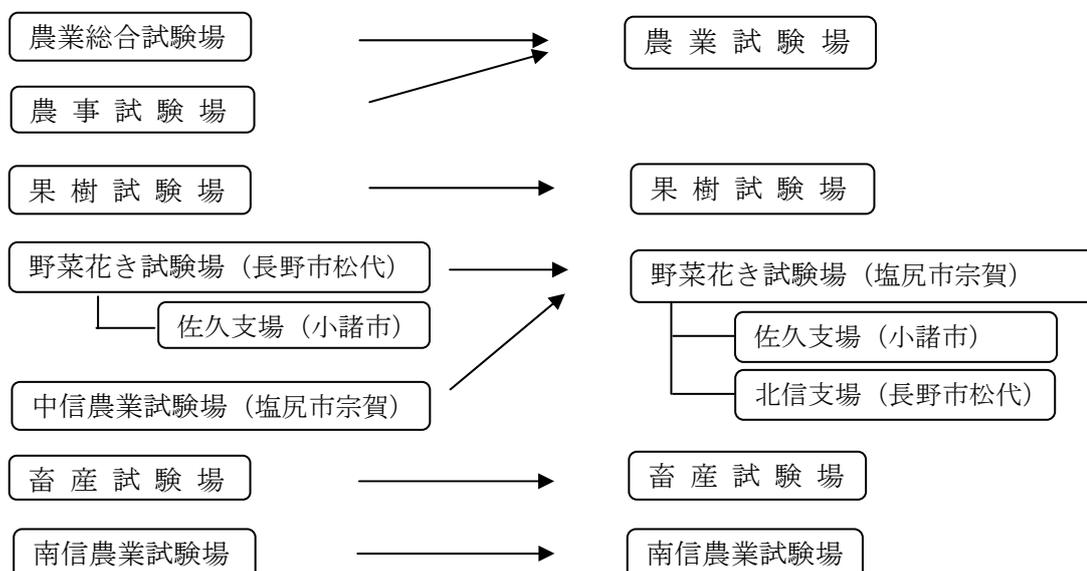
※農業の拠点地域であることや本所からの時間距離を考慮し存置

（５）農業関係試験場の再編

品種や技術の開発力強化のため、品目別を基本に品目の適地性にも考慮しつつ、農業関係試験場を再編します。

【現 行】 7 試験場 + 1 支場

【平成 21 年 4 月】 5 試験場 + 2 支場



（6）建設事務所の再編

圏域としてのまとまりや県の現地機関の管轄区域を極力一致させる観点、1 所当たり職員数が少人数体制となっており業務の専門性確保及び組織力強化の観点から、建設事務所の再編と特定業務の集約を行います。

【現 行】

【平成 21 年 4 月】

16 建設事務所

14 建設事務所 + 3 事務所

南佐久建設事務所
(南佐久建設事務所庁舎)

佐久建設事務所 (佐久合同庁舎)

上田、諏訪、伊那、飯田、
下伊那南部、木曾、松本、
安曇野、大町、千曲、須坂、
長野の各建設事務所

中野建設事務所
(中野建設事務所庁舎)

飯山建設事務所
(飯山建設事務所庁舎)

佐久建設事務所
(改正前の南佐久建設事務所庁舎)

佐久北部事務所 (佐久合同庁舎)
《維持管理業務担当》

現在の位置に存置 (※)

※ 安曇野、千曲、須坂建設については、
職員兼務等により特定業務（建設業
許可、用地取得、計画調査）を集約（安
曇野建設は松本建設へ、千曲、須坂建
設は長野建設へ）

北信建設事務所 (北信合同庁舎)

中野事務所
(改正前の中野建設事務所庁舎)
《維持管理業務担当》

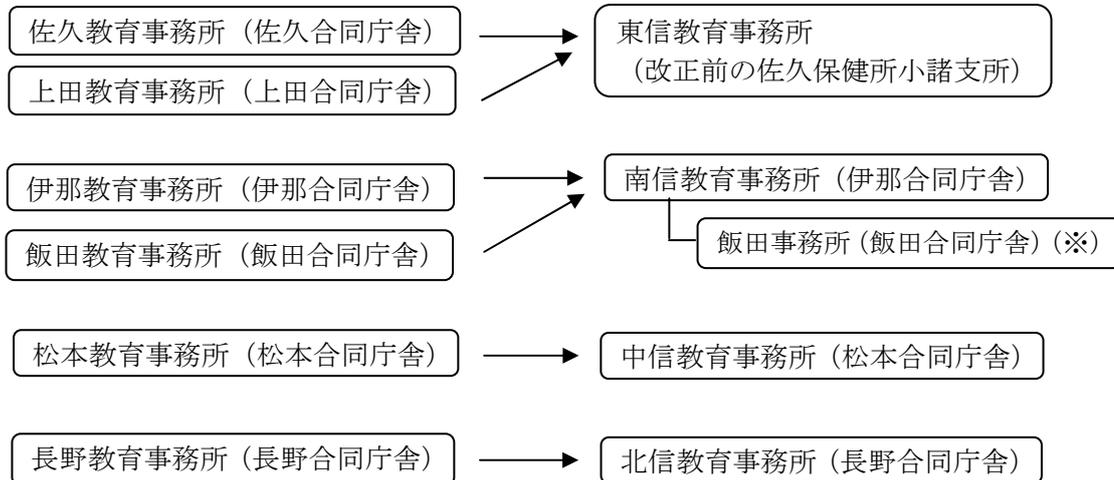
飯山事務所
(改正前の飯山建設事務所庁舎)
《維持管理業務担当》

(7) 教育事務所の再編

児童生徒数、学校数の減少等を踏まえ、県内 4 ブロックに各 1 所の体制とします。

【現 行】 6 所

【平成 21 年 4 月】 4 所+飯田事務所



※ へき地校の多さなど地域性を考慮して、学校管理の支援業務等を担当する事務所として設置。

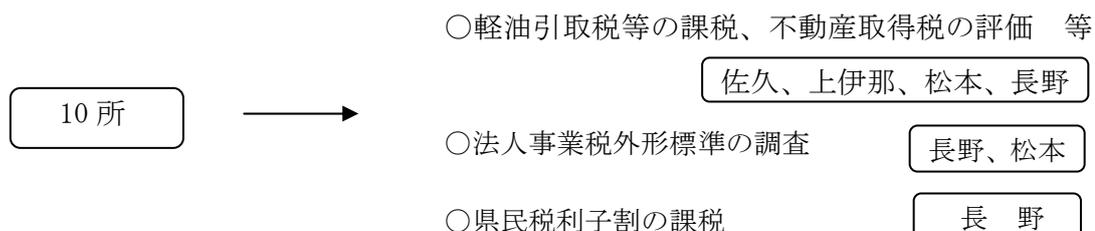
(8) 業務の集約

① 課税業務等の集約

効率性や業務の専門性確保の観点から、10 地方事務所でを行っている軽油引取税等一部税目の課税業務や不動産取得税の評価業務等を特定の地方事務所に集約します。

【現 行】

【平成 21 年 4 月】



② 保健所検査課の集約

業務の効率性や専門性確保の観点から、保健所の検査課（食品、医薬品、水質、大気、騒音等の検査）を 2 所に集約します。

【現 行】 5 所

【平成 21 年 4 月】 2 所（※）

上田、諏訪、飯田、松本、長野



松本、長野

※ 「感染症」、「食中毒」の健康危機管理は上田、飯田、松本、長野の 4 所に対応。

※ HIV 等「性感染症」については、引き続き全所（10 所）に対応。

2 その他の組織改正

（1） 県税徴収対策室の設置

大口困難案件等と個人県民税の徴収対策を一元化し、機能の強化を図るため、本庁に、個人県民税対策室を改組して県税徴収対策室を設置するとともに、4 ブロック（佐久、上伊那、松本、長野の各地方事務所）に分室を配置します。

【現 行】 個人県民税対策室、滞納整理特別班



【平成 21 年 4 月】 県税徴収対策室 + 4 分室

（2） 公衆衛生専門学校（長野）の閉校

所期の目的を達成したことから、公衆衛生専門学校（長野市、保健師学科・歯科衛生士学科）を閉校し、伊那校（歯科衛生士学科）を本校とします。

【現 行】

【平成 21 年 4 月】

公衆衛生専門学校（長野）



公衆衛生専門学校（伊那）

同伊那校（分校）

（３） 南佐久ふるさと応援ステーションの廃止

施設の利用件数などを考慮し、南佐久ふるさと応援ステーションを廃止します。

【現 行】

南佐久ふるさと応援ステーション
(小海町役場内)



【平成 21 年 4 月】

廃 止 (※)

※ 消費生活相談は上田消費生活センターで、その他の業務は佐久地方事務所で引き継ぎます。

（４） 消費生活室の設置（1 月 1 日措置済み）

長野県消費生活条例の施行にあわせ、複雑・多様化する消費者問題に迅速かつ機動的に対処するため、企画部に消費生活室を設置しました。

【組織改正前】

生活文化課消費者係
(本庁)



【平成 21 年 1 月】

消費生活室
(長野消費生活センター内)

長野県総務部行政改革課
課長 藤森靖夫
担当 小野浩美 矢澤 圭
電話：026-235-7029（直通）
FAX：026-235-7030
E-mail：gyokaku@pref.nagano.jp